

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

人権尊重委員さんを紹介します

人権、それは「人間らしく生きる権利」です。人が人として大切にされるためには、一人ひとりが人権問題に気がつく感覚を養うことです。「おかしい」ことに「おかしい」といえる勇気をもつことです。

全ての人が共に生きる社会であるために、人権を取り巻くさまざまな現実を知って一人ひとりが「差別をなくそう」と思うだけでも、それは貴重な一歩です。

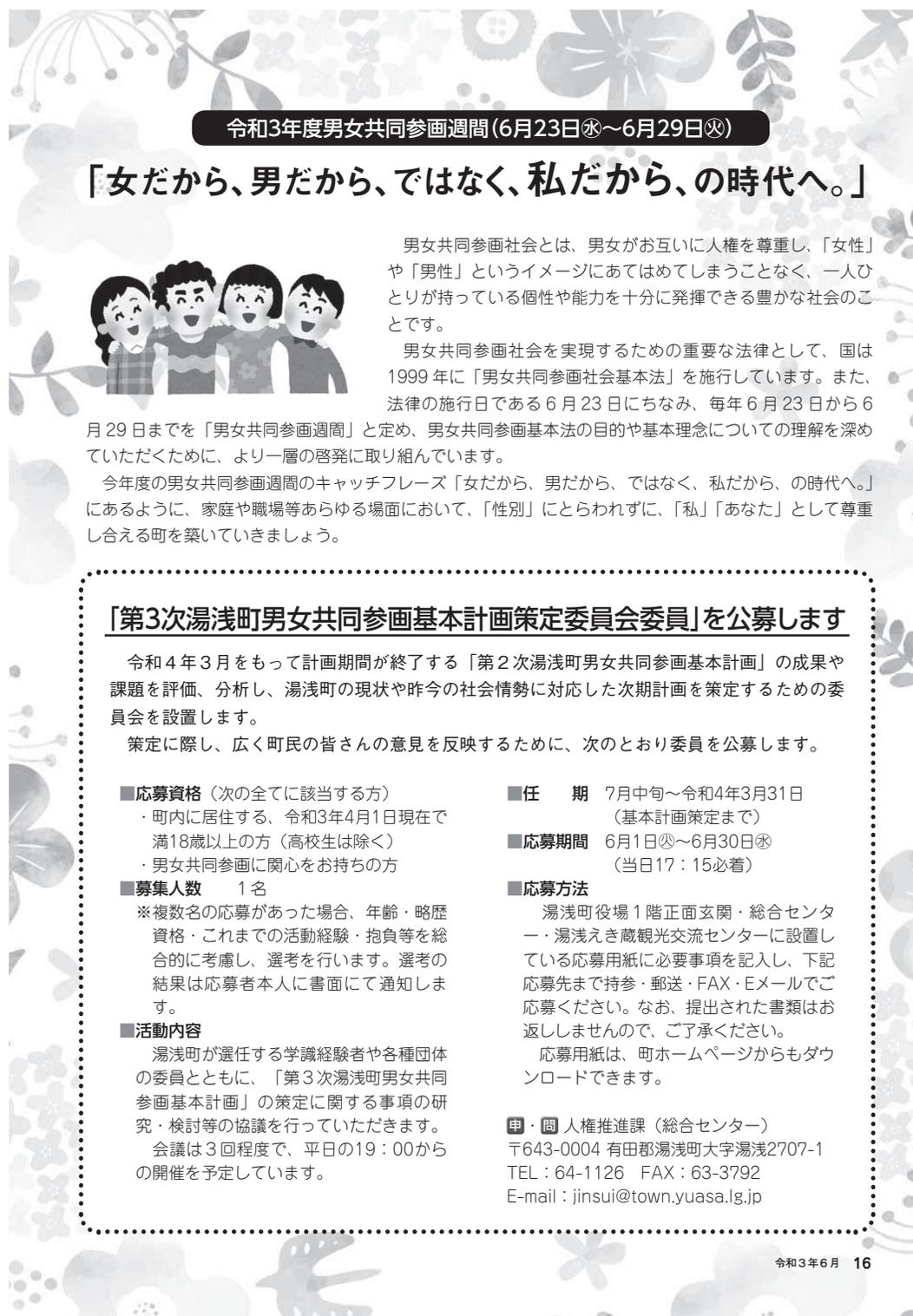
湯浅町には、町民が人権尊重の理念に対する理解を深め、すべての町民の人権が大切にされるまちづくりの推進に寄与することを目的として湯浅町人権尊重委員会が設置されています。

人権に関するご相談のある方はお気軽にお近くの人権尊重委員、または人権推進課（総合センター）までご相談ください。相談内容等の秘密はお守りします。

【敬称略】

委員氏名	(地区等)	委員氏名	(地区等)	委員氏名	(地区等)
増元 貞夫	(青木)	中尾 一平	(栖原)	吉田 孝史	(山田)
境 正文	(栖原)	西峯 恵美	(宮西)	衣奈 伸和	(島之内)
黒川 博務	(北栄3)	梅本 和代	(南栄)	村田 行生	(田)
岡田 光弘	(田)	平林 園子	(中々町)	中尾 健	(栖原)
網谷 晋吉	(吉川)	高橋 聡子	(青木)	富上 健次郎	(吉川)
星山 俊二	(野下)	中井 聖	(南鍛冶町)	垣内 淳	(教育委員会)
山崎 雅博	(山田)	中川 陽子	(中之島)	楠 義隆	(行政)
西邑 木久美	(南浜町)	竹中 多恵子	(北栄3)		
山本 五郎	(宮西)	下向 保	(田)		
藤本 嗣子	(方津戸)	磯岡 和也	(横田)		

人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)
TEL 64-1126
jinsui@town.yuasa.lg.jp



令和3年度男女共同参画週間(6月23日☾～6月29日☽)

「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」



男女共同参画社会とは、男女がお互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。

男女共同参画社会を実現するための重要な法律として、国は1999年に「男女共同参画社会基本法」を施行しています。また、法律の施行日である6月23日にちなみ、毎年6月23日から6

月29日までを「男女共同参画週間」と定め、男女共同参画基本法の目的や基本理念についての理解を深めていただくために、より一層の啓発に取り組んでいます。

今年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズ「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」にあるように、家庭や職場等あらゆる場面において、「性別」にとらわれずに、「私」「あなた」として尊重し合える町を築いていきましょう。

「第3次湯浅町男女共同参画基本計画策定委員会委員」を公募します

令和4年3月をもって計画期間が終了する「第2次湯浅町男女共同参画基本計画」の成果や課題を評価、分析し、湯浅町の現状や昨今の社会情勢に対応した次期計画を策定するための委員会を設置します。

策定に際し、広く町民の皆さんの意見を反映するために、次のとおり委員を公募します。

■応募資格 (次の全てに該当する方)

- ・町内に居住する、令和3年4月1日現在で満18歳以上の方(高校生は除く)
- ・男女共同参画に関心をお持ちの方

■募集人数 1名

※複数名の応募があった場合、年齢・略歴資格・これまでの活動経験・抱負等を総合的に考慮し、選考を行います。選考の結果は応募者本人に書面にて通知します。

■活動内容

湯浅町が選任する学識経験者や各種団体の委員とともに、「第3次湯浅町男女共同参画基本計画」の策定に関する事項の研究・検討等の協議を行っていただきます。会議は3回程度で、平日の19:00からの開催を予定しています。

■任期 7月中旬～令和4年3月31日
(基本計画策定まで)

■応募期間 6月1日☽～6月30日☾
(当日17:15必着)

■応募方法

湯浅町役場 1階正面玄関・総合センター・湯浅えき蔵観光交流センターに設置している応募用紙に必要事項を記入し、下記応募先まで持参・郵送・FAX・Eメールでご応募ください。なお、提出された書類はお返ししませんので、ご了承ください。

応募用紙は、町ホームページからもダウンロードできます。

■申・問 人権推進課(総合センター)
〒643-0004 有田郡湯浅町大字湯浅2707-1
TEL: 64-1126 FAX: 63-3792
E-mail: jinsui@town.yuasa.lg.jp

地震災害時の安全な避難のために! ブロック塀等耐震対策事業

補助率1/2
補助額は
最大10万円

ブロック塀等の撤去と改善に要する
工事費及び工事に伴う諸経費が対象

ご自宅や持ち家のブロック塀等の改修をご希望の方は、まずはご連絡ください。

☎ 総務課地域防災係 (16番窓口) ☎ 64-1108